

## 高石市駅前広場条例（案）

### （設置）

第1条 にぎわいづくりの拠点及び市民の憩いの場を提供するため、本市に駅前広場を設置する。

### （名称及び位置）

第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高石駅前広場	高石市綾園1丁目641番地

2 駅前広場の区域は、市長が別に告示する。

### （施設の構成）

第3条 駅前広場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 芝生広場
- (2) 附帯設備

### （使用の許可）

第4条 駅前広場を使用して、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。駅前広場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 物品販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (4) 募金その他これに類する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の全部又は一部を独占して使用すること。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「使用許可」という。）に駅前広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 駅前広場の使用許可に係る休場日及び使用時間については、規則で定める。

### （使用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他駅前広場の管理上支障があると認められるとき。

### （禁止行為）

第6条 駅前広場においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 他人に危険を及ぼし、又は迷惑をかけること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は放置すること。

- (3) みだりに火気を使用すること。
- (4) 施設又は設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (5) 使用許可を受けないで第4条第1項各号に掲げる行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の管理に支障のある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対して、駅前広場からの退去を命ずることができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責を負わない。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条各号に掲げる理由が発生したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない理由があると市長が認めたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、使用許可を受けたときは、市長が定める期日までに別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長が特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用を終了したとき又は第7条の規定により使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設又は設備等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者又は駅前広場を利用する者は、施設又は設備等を故意又は過失によって汚損、破損若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 使用許可、当該使用許可に係る使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

高石駅前広場施設使用料

(1) エリア使用

(単位：円)

時間区分	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		全日		超過時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	1時間ごと	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	1時間ごと	
芝生広場	平日	全面	3,000	全面	3,000	全面	3,000	全面	4,800	全面	4,800	全面	6,300	全面	500
	日	半面	1,500	半面	1,500	半面	1,500	半面	2,400	半面	2,400	半面	3,150	半面	250
大エリア	休日等	全面	6,000	全面	6,000	全面	6,000	全面	9,600	全面	9,600	全面	12,600	全面	1,000
	等	半面	3,000	半面	3,000	半面	3,000	半面	4,800	半面	4,800	半面	6,300	半面	500
芝生広場	平日	750		750		750		1,200		1,200		1,580		200	
小エリア	休日等	1,500		1,500		1,500		2,400		2,400		3,160		400	

(2) 部分使用

(単位：円)

使用区分	全日		超過時間 1時間ごと	
	午前9時～午後10時			
芝生大エリア	平日	使用面積10平方メートル以下	2,000	200
及び小エリア	休日等	使用面積10平方メートル以下	4,000	400

(3) 附帯設備

附帯設備	規則で定める額
------	---------

## 備考

- 1 平日とは土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日をいい、休日等とは土曜日、日曜日及び休日をいう。
- 2 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 3 許可された時間を超えて使用したときは、その超えた時間 1 時間までごとにつき、この表に定める超過時間 1 時間ごとの額の使用料を徴収する。